

問題提起:児童養護施設児の学力について

- I 学習の必要性
- Ⅱ 現状と問題点
 - 1. 学習
 - 2. 進学
 - 3. 就職
 - 4. 施設
- Ⅲ 対策
 - 1. 児童養護施設の小規模化
 - 2. 学生ボランティアによる人手不足の解消
 - 3. 里親制度の拡充

結論:児童福祉の法整備は不十分

参考文献リスト

問題提起

昨今、よくマスメディアで児童虐待や育児放棄といったネグレクトついて取り上げられている。虐待や育児放棄などの理由により警察が児童相談所に通告した子供の数は、平成 16 年に 962人だったのが平成 23 年には 11536人になり、平成 28 年には 54227人と、5 年間でに 5 倍、12年間では 56 倍と増えている 1。しかしこれらは発覚しているものを示した統計であるため、実際にこうした扱いを受けている子供の数はこれを遥かに上回ることが容易に想像できる。また、この統計上は時代が進むにつれて数は大きくなっているが、実際には昔の方が多かったという可能性も捨てることはできない。

ネグレクトは消極的ネグレクトと積極的ネグレクトの二種類に分けられる 2。消極的ネグレクトとは金銭的あるいは能力的に育児をすることが困難であるなどといった理由で、食事を与えない、子どもを無視するなどの育児放棄をせざるを得ないものである。積極的ネグレクトには育児を最低限行うことができるのに学校に行かせない、親の意のままに操る、育児をしない、あるいは虐待をするなどが分類される。これらの場合、子供は児童養護施設に入って生活し、親が引き取れるとした場合に引き取られる。ここで問題となるのが、「親が引き取れるとした場合に引き取られる」という状況である。消極的ネグレクトであった場合は特に問題はないのだが、積極的ネグレクトの場合はとても危険な状態となる。ネグレクトは家庭内という外界から遮断された密閉空間で起こるものである。そのため、暴行や性的虐待を受けていたとしても否認し続ければ確たる証拠がない限り逮捕はされず、不十分な管理指導しか行われない。そのため、親はほとんどの場合親権を盾に即日引き取りを希望するため、施設や児童相談所はそれに従わなくてはならず、結局そのままとなってしまう3。

日本において親権は非常に強い。平成 26 年度において児童虐待は 88931 件に上るが、親権停止が認められたのはたった 17 件である 4。しかしドイツでは年間 12000 件、イギリスでは 50000 件にも上る 5。日本にも親権喪失はあるが、一度切り離すと戻すのは容易ではないことからほとんど行われない。また親権を剥奪しても新しい親権保持者を得る必要があるため養子制度を活用しなければならないが、養子制度や里親制度は日本の価値観に合わないためなかなか発展しない。そのため、親権喪失を諦めて児童養護施設に入る道を選ぶ子供が多い 6。

児童養護施設ではこのような複雑な事情を抱えた子供たちが生活している。また、一部の児童 は里親制度によって家族のように育てられている。しかし、筆者はこうした施設や制度の存在を 全く知らなかった。また、これらを調べていくうちに、様々な問題点が浮かび上がってきた。その中でもとりわけ大きな問題であるのは児童の学力である。

児童養護施設にいる子供たちは施設のある学区内の公立小・中学校に通って学んでいくこととなる。しかし施設児童の約6割は虐待経験がある7ため、施設に来ても大人の職員や教員に心を開かない。また、虐待が原因で施設に入ることとなった児童はそれぞれの学校での生活がこころのオアシスであった場合が少なくなく、その友達らと強制離別させられていることもあるため、学校に強い拒絶を示すことがあるという8。これらの要因により、児童養護施設児対象の学業の状況調査では優れていると判断されている児童は約5%ほどであるのに対し、遅れがあると判断されている児童は約35%にも上る9。

学力とは一生ついてまわるものである。特に、現在の日本は超学歴社会であるためこのハンディキャップはとても重い足枷となってしまう。そのため、本論文では児童養護施設で養育されている児童に対する学習支援の現状と問題点、そしてその解決策を考察したい。

I 学習の必要性

一般的に、施設に入るような子供を相手にする場合は学習は後回しで、まず生活支援を行うべきだと考えられる。実際に児童養護施設の職員研修では基本的生活習慣の習得や心理ケアが優先され、学習指導についてはほとんど触れられない¹⁰。しかし筆者はそう考えていない。教育によって生活も改善されると考えている。

施設に入所する児童の約6割に被虐待経験があると前述したが、これは学業・生活行動の両方に著しい困難を招くことになる。虐待によって幼少期に施されるはずの基礎学習が行われなかったため、学校の全体学習についていけずに時間を無為に過ごし、それにより勉強が嫌いになり、生活も荒れていく11。これは被虐待児に限定されることではない。学校の授業についていけなくなるキッカケさえあればほとんどの人が同じ道を辿るだろう。しかし、通常であれば保護者によって何らかの処置が施されるであろうが施設児にとってその後ろ盾は存在しない。また、虐待により大人への不信感をつよく抱いているため、相談したりすることもない。教師側も生徒を特別扱いしてはいけないという学校文化によって手を差し伸べることができない。

また、施設入所の原因が虐待でなくとも「施設児」というレッテルを貼られるために自分は不幸であり、自分の能力が低いなどと卑下しがちで、自分に否定的になり、自尊心が欠如すること

で自分たちは底辺である、と認識してしまう12。そうして塞ぎ込むと施設職員は対処ができなくなる。

虐待を受けていた、という経験と記憶は何年たっても残り続け、自分が大人になったときにそれが当然と考えるので虐待の再生産が行われることになる ¹³。また、虐待や生活苦を見て過ごした児童は大人というものに否定的である ¹⁴。そのため、勉強が嫌いではないのに関わるのを躊躇してしまう ¹⁵。

これに対処するには、学習による成長が最善だと考える。学習により自尊感情が芽生えれば、 人間関係に好影響を与えることが調査でわかっている 16。人間関係が良くなれば、生活面でも結果は明らかに現れるだろう。また、学習ができるということは、大人の意見に耳を傾けることになると同時に、学習できる整った「環境」が出来上がっていることにもなる。そして、学習は日本において貧困から抜け出すために最低限要求されるものであるため、貧困の連鎖を食い止めることにもつながる。

上記の理由から児童養護施設児においても学習は必須であり、教育を中心とした生活実践の改善を目標にするべきだと考える。

Ⅱ 現状と問題点

1. 学習

社会教育学において学業成績を左右する最大の要因は家族であるとされる 17 が、施設で暮らす 児童にとって家族とも言える施設ではどう影響するのだろうか。松村ら 18 によれば 1 日あたりの 勉強時間は全国平均と比べてもあまり変わらない。しかし前述した通り明らかに学習は遅れてい る。筆者は施設児の学習が遅れている理由を 2 つ導き出した。

1つ目は虐待の影響である。保坂19は、「施設で育つ子どもたちは、学習意欲が低く、また持続力が不足されているとされ、さらに理解力に劣るなどの、学習の基礎となる力の不足が指摘されているが、施設入所理由の3割以上が虐待によるものとされる彼らの育ってきた環境が影響しているとも考えられる。」と考察している。虐待は現在でも入所理由の37.9%あり、虐待経験ありまで範囲を広げると59.5%となる20。また前述したが、虐待を受けていた児童は基礎教育を受けていないために学習が遅れる理由となりえると考えられる。そのため被虐待経験は学習に少なからず影響しているだろうと考えられる。桑原ら21は被虐待児の特徴として「自尊心が傷ついているため、自信がなく、諦めが早く、新しく経験する出来事や小さな失敗に対して投げやりな態

度を示す。また衝動的で、自他への攻撃性が強い子どもが少なくない」と考察しているため、勉強を続けるための能力が欠如してしまっていることも挙げられる

2つ目の理由は、児童養護施設で暮らしている、という理由である。保坂 ²² は次のように考察している。

児童養護施設に暮らす子どもたちには、さまざまな背景により、ペーパーテストを主として評価を行う現代の学校教育システムになじめない、適応に困難を抱えているケースが多くみられる。たとえば、引っ越しに伴う転校を繰り返したり、家庭環境が不安定であるために勉強に集中できなかったりする子どもたちの多くは、学校や地域において十分な教育的サポートも受けられないまま、学習に困難を抱え、そのために学校にもうまく適応できていない場合が多い。かけ算が習得できていない、アルファベットを覚えていない、漢字やひらがな、カタカナの学習も満足ではないという基礎学力不足の状況では、集団教育を基盤とする学校学習現場において勉強することに気が進まず、いやいや一日をやり過ごすことになる。するとさらに学校の勉強にはついていけず、学校が面白くなくなるという悪循環に陥る。

また、坪井²³は、施設に暮らす子どもたちは学業成績に対する関心が低く、自己の能力を低く評価している、と指摘している。それに反して施設では学習よりも生活を優先しているため、指導せずに勉強すること自体を無理強いし、成績を上げるよう強要している。そのため、現代にありがちな勉強にルールを作ったり、「勉強しなさい」と強制することで児童は逆にやる気を失ういわゆる「教育における作用反作用の法則」状態となっていた。実際に、宿題はただ「終わらせなければいけない」ものになっていたり、学習の習慣が備わっていないため勉強用の個人机は全く使われていなかったりしている。そして、そのような児童ばかりが集まっているため、妻木²⁴は「施設の子供集団には学習意欲を低下させる雰囲気があるとともに、進学意欲を高めるためのモデルがない」ことを指摘している。

これらの対策として、学習環境を整えるための安心できる環境作りや施設による広汎のサポートが必須であることに加え、成績向上を目標とせずに勉強の楽しさを学ばせることが重要であると考えられる。しかし、現状の施設においては人員・お金・時間と全てにおいて困難であると容易に想像できる。

2. 進学

近年、全国の高校進学率の平均が約 98%であるのに対して、施設児の進学率は最近まで 10%ほど下回っていたが、ここ数年の上昇により約 94%まで近づいた 25。しかし多くの児童は学力が低いため、卒業率の低い学力困難校に進学することになる 26。学力困難校ではより学習環境が悪くなり、卒業せずに中退してしまうことが多くなる。高等学校の第一学年での退学率は 6.8%と全体平均の 4 倍である 27。このように、進学率が上がっても早期にドロップアウトしてしまっては意味がない。

高校卒業者と中学卒業者の扱いは全く違う。中学卒業者と比べて高校卒業者は中等教育課程を修了しているため、公務員になることもできる。しかし、施設児などの貧困層においては勉強が嫌いであれば高校進学よりもできるだけ早く社会に出て稼ぐことを優先する考えが浸透している²⁸ため、未だに施設退所者には中卒が多い。

高校進学率が伸びた理由としては、定時制や通信制が増えたことでバイトと両立できる環境になったことも要因であると考えられる。しかし、大学進学率は全国平均が53%であるのに対して施設児は12%程しかない29。これを受けて政府は、2016年6月に閣議決定した「日本一億総活躍プラン」30において、「児童養護施設の子供の大学等への進学率を全世帯平均に近づけるための施策の充実」を挙げている。

施設児が大学へ通うためには2つの大きな障害がある。1つ目は経済的側面である。大学進学になると完全に奨学金頼りになってしまい、卒業しても奨学金に縛られてしまう。また、そもそも奨学金の審査に通らないということも考えられる。2つ目は住居である。施設は原則として18歳までしか過ごすことが出来ないため、外に出されてしまうことになる。これらの2つの障害のために、学業と生計を立てるためのアルバイトの両立を強いられる事になり、結局退学してしまうケースも少なくない31。

3. 就職

上記の理由から大学を卒業せずに社会にでる児童がほとんどであるが、日本は超学歴社会であるため、就職がとても難しい状況となっている。東京都福祉保健局 32 によると、施設児のうち、中卒で社会に出て仕事に就いたものが全体の 23.4%を占めており、そのうち正規雇用されたのは 29.7% しかいない。また、施設児が就職したあと 1 年以内に離職を経験した割合は 40.6%とかなりの割合を占めている。そして、施設児の 8 割の収入は 20 万円以下である。

また、こうした状況も「施設児」というステータスが原因となっている。一般的に児童養護施設はいわゆる「問題のある子」が暮らしていると誤解されるため、通常の扱いを受けることが出来ず、周りと比べて昇格などの機会が不当に奪われているとも言われている33。

4. 施設

児童養護施設で働く職員はあくまで職員であり、児童一人ひとりの親ではない。しかし、現在では「職員」から「親子」に近い存在へ変わらなければならない状況となっている。児童養護施設はもともと戦争孤児を育てるために設立されたため職員は子どもに平等に接する必要があったが、最近の施設入所者の半数以上が被虐待児であるため児童は虐待による影響で大人に対して恐怖を抱いていることが少なくない34。また児童によっては自分をちゃんと見てくれているか心配になり、いたずらなどで職員を試す児童も出てきている35。そうした状況に対応するため、今までとは逆に児童の感情の深くまで踏み込み、適切な対応をすべきではないかと考えられる。

しかし施設はとても大きな問題を抱えている。それは人手不足である。児童養護施設の児童指導員の平均初任給は資格が必要にも関わらず約 17 万円ほどである 36。しかも職員は衣食住から心のケアまで多岐にわたる仕事をこなす必要があるためとても多忙である。また、児童はずっと同年代の友達と一緒にいるためとても大きなエネルギーを持て余しており、たくさんの新人がそれに耐えられずにやめていってしまう 37。

このような理由から、施設の職員は児童の学習支援まで手が届かないため、学習面を学校に完全に任せてしまう状態となることが多い38。加えて個人情報保護法によって学校との連携が行いにくい状態となっているため、職員は完全に学習面を把握できていないことがほとんどである。

Ⅲ 対策

ここまで児童養護施設における現状と直面している問題点を上げてきたが、これらの問題の全 てを解決する方法はほぼ確実に存在しない。そこで、現在行われている3つの対策からアプロー チしたいと思う。

1. 児童養護施設の小規模化

2003 年に全国児童養護施設協議会は児童養護施設の小規模化の必要性を明確にした ³⁹。2012 年に厚生労働省 ⁴⁰ は施設の小規模化によるメリットとして一般家庭に近い生活体験を持ちやすく生活の中で家事や身の回りの暮らし方を教えやすい、家庭のイメージに近いため将来家庭を持ったときに役立つ、少人数のため柔軟に職員が対応できるなどを挙げている。しかし小木曽ら ⁴¹ は同年に小規模化に伴う課題として職員が従来以上に多忙になること、職員がバラけることでシフトの調整がさらに難しくなり休暇がより取りづらくなること、児童の問題を多数の職員と共有できずに抱え込んでしまうことなどを指摘している。

これらの問題を別の側面から見ようと吉村ら⁴²が既に小規模化が行われている施設の高校生と職員へアンケート調査を行ったところ、高校生、職員ともに小規模化の良いところとして、同級生ばかりではなく小さい子の世話をするなど年齢に関係なく関わることができる、職員が近い距離にいるため相談をしやすい、ユニット内の児童で家事を分担するため覚えることができる、冷蔵庫が自由に使え弁当を作ることができるなどを挙げたが、小規模化の課題として高校生は男女別のユニットのために兄妹姉弟の場合分かれてしまうことを指摘し、職員は職員のシフト調整や負担がより重くなることが問題であると回答した。これらの結果を受けて吉村らは異年齢の子供同士が関わる機会が生活を営む上で自然に発生し、強者が弱者を支配すると行った歪んだタテ関係が弱者を思いやるという心地の良い関係へと変化していること、児童と職員の関係が近くなったことで相互に関係が作りやすくなっていること、施設の職員が児童と一緒になって家事を行うことで自立を意識させることにつながっていることなどを小規模化のよさとした上で、職員配置などの職員の勤務上の課題が浮き彫りになったと考察した。

児童養護施設の小規模化は職員側において深刻な問題があるものの、児童らにとっては多くの好影響を与えていると考えられる。しかし、現実には依然として大舎制が 45%で全ホーム中最多であり、また小規模化でユニット内の人数は減っても施設全体の人数が 20~49 人にのぼる施設が70%である 43 ことから、あまり普及していないことが分かる。こうした状況の主な原因だと考えられる人手不足への対策を次項で考察する。

2. 学生ボランティアによる人手不足の解消

現在、児童指導員・保育士を合わせた職員配置最低基準は2歳未満児1.6人につき1人、2歳以上3歳未満児2人につき1人、3歳~小学校就学の始期4人につき1人、小学校就学の始期~18歳未満5.5人に1人と定められている44。初めて児童福祉施設の基準が定められた昭和23年当時は年齢に関係なく10人に1名だったことを考えればいくらかは改善されているように思える。しかし当時は戦争孤児を受け入れるという側面が大きかったため、現在のように虐待の経験への対応が必要であったり児童の親への対応があったりと職員の仕事が多岐にわたる状況とは全く異なっていた。また終戦直後の養護施設の職員は子を無くした大人が多かったので児童と四六時中生活を共にしていたが、現在では労働基準法の存在や職員がそれぞれの家庭を持っていることなどから、休暇ありの交代制の勤務となっている。職員が交代することで児童の養育に一貫性が保たれないという心配もあるが、職員の労働環境の観点からは仕方ないように感じられる。給与の面についても、終戦当時は奉職といった考えが一般的であったためあまり期待できるものではなかったが、現在は地方公務員に準ずる給与となっている45。しかし、身体的・精神的に摩耗

する現場であり休暇や昇給もほとんど望めないためあまり就職する人がいない。加えて児童のエネルギーを受け止めきれずにやめていく職員が後を絶たない。松村らのアンケート 46 によれば、経験年数が 5 年以内の職員は 2 割を超え、15 年以内の職員は 7 割を超えている。そのため供給が一定数あっても常に人手不足となっている。

また松村らのアンケートでは、職員研修では学習指導に触れられないため、そもそも時間のあるなしに関わらず自身の指導力に不安を感じて学習指導をしないという職員もいて、約8割の職員が学習支援に関する研修の開催を望んでいる。しかし、職員のみで学習支援を行うのは時間や人員の面から非常に困難である。

これを受けて各施設では児童の学力向上のためボランティアの募集を大学生を中心に募り始めた。中村が調査した大学生ボランティアと施設児の会話とアンケート 47 においてボランティアの導入は児童の学習への態度に大きな変化をもたらすことが見て取れた。しかし、保坂 48 は児童養護施設というとてもデリケートな場所に教育実習などの事前指導がない学生ボランティアを受け入れるのはとても危険であるため、気安くボランティアを募ることは問題であるとの見解を示している。

こうしたことから、学生ボランティアは人手不足を解消する方法として一定の成果を上げてはいるが、児童の心の安全を考えると安易に増やすことができないと考えられる。筆者はボランティアではなく塾講師などの専門家を頼るべきだと考える。しかし、それには費用の問題があるため、次項では児童養護施設に支給されている措置費について考察する。

3. 里親制度

里親制度とは、さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度である。これは、家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図ることを目的としている 49。里親制度は「里親が行う養育に関する最低基準」と各都道府県の「里親認定基準」によって定められている。

里親制度の最大のメリットは通常の家族のように過ごすことができることであるが、金銭面においても大きなメリットがある。児童養護施設児と里親委託児には毎月一定の額を国・都道府県・市区町村が分担して支給している。児童養護施設児に支給されるお金は措置費といい、施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費である事務費と、事務費以外の経費であり児童に直接必要な諸経費である事業費の2つに分類される。里親委託児に支給されるお金は、児童養護施設児の事業費と同じ額の養育費と、里親に支給される里親手当の2つに

分類される。里親手当は児童 1 人目につき年間 864,000 円が、2 人目以降はその半額が支給されるが、児童養護施設の事務費は児童 1 人につき年間 2,495,100 円と、約 3 倍も支給される計算となる 50。そのため、里親委託児が増えると国庫の負担が少なくなる。

しかし当然問題点もある。平成 25 年 2 月時点 51 で児童養護施設児は 29979 人、里親委託児は 4534 人である。平成 27 年時点での里親登録者数 52 は 10679 世帯なのに対して委託里親数は 3817 世帯であり、委託児童数は 4973 人である。この 2 つの情報と、平成 27 年 3 月閣議決定された少子化社会対策大綱 53 で、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成 31 年度までに 22%に引き上げる目標を打ち出していることに筆者は矛盾を感じた。平成 26 年度末時点で里親等委託率は 16.5%である 54 が、仮に里親に登録している全世帯が児童を 1 人ずつ引き取り養育したとすれば、里親等委託率は 30%を超える計算になる。これは里親登録者数が不足していると謳っているが、実際は里親は余剰していることを示している。このような結果になるになる主な原因は 2 つある。

1つ目の理由は、里親家庭に入り、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境に触れるべきである被虐待児は一般家庭である普通の養育里親へは委託出来ないことである。被虐待児を引き取ることができるのは平成25年3月末時点でたった632世帯しかいない専門里親である55。そのため、入所理由の37.4%が虐待である児童を全てカバーすることはできないのである。

2つ目の理由は、親が自分の子供が里親家庭に入ることを望まないからである。そのため、里親委託児のうち両親がいる児童はたった1割にとどまる56。これは、自分の子供が自分の子供でなくなるという感情や、里親家庭に入ると自由に子供と面会することができなくなるからである。里親委託児となった児童と面会するには、児童相談所や、一時期児童養護施設に入所していた場合は児童養護施設に申請し、日時を決めなければならない。里親と実親が会ってしまい揉め事になることを防いだり、居住地が知られて児童が強制的に連れ戻されたりする可能性があるからである57。

これらの理由から、養育里親家庭は足りているが、児童や児童の実親に問題があることが分かる。また、専門養育里親の不足も問題であるが、専門養育里親になるための条件が養育里親に比べてとても厳しいのでこれは諦めるしかないと考えられる。

また筆者は、里親制度が全ての児童にとってよいものだとは考えない。理由としてまず挙げられるのは、里親に登録した世帯の動機のうち3割以上が子供を育てたいから、という自分本意なものだからである58。

里親制度の最大の問題点は、児童の考えが全く反映されないシステムであることだと考える。 児童相談所に預けられた子供は一旦一時保護所に預けられ、相談所と親が話し合い、親元に返す か、施設に預けるか里子として出すかを決める。この時、児童がどうしたいかは全く触れられない。里子として出されることが決まると、登録している里親が提出している希望児童に照らし合わせ、里親と引き会わされる。半年ほどの交流を経て、養育家庭の意思や児童の状況を児童相談所が判断して委託の可否を決定する。ここでも児童から拒否することは出来ない。委託後、定期的に児童相談所が家庭を訪問するが、仮に委託解除を求めても実親が里親に委託することを撤回しない限り別の里親に回されるだけだとわかっているため、児童は半年の期間を繰り返すよりはその家庭で生活することを選択する。そのため、虐待や性暴力があっても秘匿され続けることになる59。このように、里親制度の目的は他の対策方法と比べると子供にとって適したものであるが、里親に委託するための法整備が全く整っていないように思われる。

結論

児童養護施設児は、学習、進学、就職と全てにおいて、「施設児」というステータスが足枷になっている。これを改善するためには世の中の理解が必要であるが、完全に理解してもらうことはかなり難しいと考えられる。また、虐待の影響も少なからず存在し、児童を永久に苦しめている。このような児童が数多く生まれてしまった理由は、両親が病気で養育不可、死亡した場合などを除き、大人が親となる覚悟がないまま子供を産んでしまったことであるのは間違いない。

また、筆者は虐待が起きた場合すぐに発見できるようなシステムが必要だと考える。軽度の虐待であれば心理療法である程度回復させることはできるが、重度の虐待になってしまうと手の施しようがなくなってしまい、無事に社会復帰出来ない可能性が高まってしまうからである。しかし、虐待をすぐに発見できるようにしようとすると、プライバシーの侵害に繋がるため、これも難しいと考える。そのため、近所の住民が少しでも異変に気づいたら通報するよう呼びかける必要があると考える。

児童への虐待が判明した場合でも、初犯だと注意で終わってしまい児童はそのまま家に帰されてしまう。その後、更に激しい虐待が起こることは想像に難くない。そのため、警察や児童相談所は虐待があった場合、児童の意見を聞いて判断するべきだと考える。また、家に返した場合は定期的に訪問したりすることも重要だと考える。児童を親と引き離すことに決定した場合、施設に行くか里親家庭に入るかも児童が決めるべきだと考える。通常、親は面会が気軽にできる施設を選ぶため、児童は慣れない集団での生活に投げ込まれることとなってしまう。これに対処するため、親権喪失や親権停止をもっと多く、もっと手順少なく行えるような法整備が必要だと考え

る。なぜなら現状では、児童が親から離れたいと願っても成人するまでは叶わないため、里親家 庭に行くことはおろか、施設に逃げることすら出来ない可能性もありうるからである。

また、予想に違わず児童養護施設児は平均に比べて学力が劣っていることがわかった。この原因である虐待には対処することは容易ではないが、他の問題点には対処できると考える。施設が学習にあまり力をいれていないことについては、職員の意識を変えることが必要だろう。施設に蔓延している勉強をしなくてもいいという雰囲気は、上級生の意識を変えるだけでその効果が施設全体に広がり、すぐに変えることができるだろう。進学しないことでの危険性の認知の低さは、施設が退所者などを呼んで講演してもらうなどすれば改善されるはずである。大学・就職に伴い施設をすぐ退所しなければならない規則も、大学在学中や就職数年間は児童相談所が主体となり、一人暮らし用のアパートなどを整備することで対処できると考える。それらが十分に対策をされた場合、児童は施設を出たあと、通常家庭で育った人々とほぼ同じように生活していくことができるはずであると筆者は確信している。

里親制度を利用できない児童が多いことから、児童養護施設は小規模化を進めている。児童にとって、大舎制と比べると家庭的な環境になっているなどメリットばかりであるが、職員の人員不足は深刻である。年収 300 万円程度で過酷な仕事に就こうと考える人はそう多くない。筆者はこれに対処するため、施設職員の給料が児童 1 人当りで支給される事務費から割り当てるのをやめ、最初から給料として一定額を支払うべきではないかと考えた。そうすれば職員へ適切な報酬が支払われると考えられる。

また、職員が不足しているため児童への学習サポートが充実していないことから、大学生などの学習ボランティアを導入し始めているところは多い。ただし、学習ボランティアであるため、児童の境遇を理解していない可能性も大いにありえるため児童の不安定な心に悪影響を与える可能性も指摘されている。ここで筆者は疑問を抱く。児童1人あたり月額8090円の学習指導費が施設に支払われているのに、なぜ塾講師などのプロを雇わず、学習ボランティアを募っているのだろうか。児童養護施設はこの学習指導費を児童のために使っていないのではないか。こうした疑問から、筆者は児童養護施設が公営ではなく民間の法人によって運営されていることにはじめて疑問を持った。このことは今後の研究で明らかにしたい。

里親制度は、人員不足、家族体験の欠如などといった児童養護施設における問題をすべて解消することができ、また国庫の負担も軽減される。しかし、児童の親が里親家庭に入れることを拒否することが出来たり、最も里親家庭に入って心の傷を癒やさなければならない被虐待児を受け入れられる専門里親が少ないことから、今後もあまり普及しないと考えられる。また、現状は里親側が児童についての要望を出し、児童が選ばれていくシステムであるが、本来は逆に児童が里

親家庭についての要望を出すべきだと考える。且つ、児童から里親家庭の変更、施設での生活が選択できるようにすることで、里親家庭からの虐待、性的暴行、女中扱い、愛玩動物扱いなどが行えない環境づくりをすることが重要であると考える。今の制度では、児童相談所職員の前で真面目な顔をするだけで無資格無免許で里親になることが出来てしまうため、委託児の将来を保証することが出来ない。だかそれでも施設で暮らすことに比べると児童への好影響は計り知れないため、しっかり制度を整備して広く普及させることが必要だと考える。

高齢者が急増している日本の選挙では彼らの票を集める必要があるため、政治家は社会福祉として高齢者への対策ばかりを提案している。それにより未来の日本を作っていく選挙権のない若者への対策はほとんど触れられない。保育園無償化、高等学校無償化など、触れられたとしてもそれは若者のためではなく、それを養育する親のためのものである。これでは大人には全く関係のない児童養護施設に焦点があたることは期待できない。しかし、いずれ政治家も児童福祉に目を向けてくれるようになることを願っている。

今回の研究は現状の対策についての考察であったが、今後もより一層研究し、代替案を考える 必要があると感じた。

参考文献リスト

- 1. 警察庁生活安全局少年課. "平成 28 年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について". H29.3.
 - "https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H28.pdf", (2017-09-25)
- "「育児放棄」とは? 私たちがネグレクトしてしまう理由と、その対策。". ままなび. 2015-12-12. "https://ikujimama.net/neglect-01/", (参照 2017-9-25)
- 3. 児童養護研究会."「親」という権利".養護施設と子どもたち.朱鷺書房,1994,p.72-77.
- 4. "児童虐待最多の 8.8 万件 14 年度 20%増、親権停止 17 件". 日本経済新聞, 2015-10-8. "https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG07HAG_Y5A001C1CC0000/", (参照 2017-9-25)
- 5. おときた駿. "「日本は親権が強すぎる」と言われるけど、具体的にそれってどういうことなの? ". HUFFPOST. 2016-1-24. "http://www.huffingtonpost.jp/shun-otokita/custody_b_9065818.html", (参照 2017-9-25)
- 6. 児童養護研究会. "「親」という権利". 養護施設と子どもたち. 朱鷺書房, 1994, p.18-21.

- 7. 厚生労働省雇用均等·児童家庭局. 児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在). 平成 27 年 1 月,32p.
- 8. Personal interview. 2 Oct. 2017.
- 9. 厚生労働省雇用均等·児童家庭局. 児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在). 平成 27 年 1 月,32p.
- 10. 榊原裕進・長島大輔・大村美樹. 児童養護施設における学習指導の考察—我が施設での改革への取り組み—. 児童研究. 84, p.90-98.
- 11. 保坂裕子. 社会的排除対策としての児童養護施設への教育文化導入について. 兵庫県立大学環境 人間学部, 2016, 10p.
- 12. 西田芳正. "施設の子供と学校教育". 児童養護施設と社会的排除:家族依存社会の臨界. 解放出版社, 2011, p.74-112.
- 13. 松村納央子・永吉史典. 児童養護施設における小学生を対象とした学習支援の実施状況調査. 山口県大学共同, 2017, 13p.
- 14. 宮武正明. 子どもの貧困: 貧困の連鎖と学習支援. みらい, 2014, 304p.
- 15. 保坂裕子. 社会的排除対策としての児童養護施設への教育文化導入について. 兵庫県立大学環境人間学部, 2016, 10p.
- 16. 柴田一匡・森田美弥子. 児童養護施設における学習・進路の問題とその支援に関する研究動向と課題. 名古屋大学, 2016, 8p.
- 17. 西田芳正. "施設の子供と学校教育". 児童養護施設と社会的排除:家族依存社会の臨界. 解放出版社, 2011, p.74-112.
- 18. 松村納央子・永吉史典. 児童養護施設における小学生を対象とした学習支援の実施状況調査. 山口県大学共同. 2017. 13p.
- 19. 保坂裕子. 社会的排除対策としての児童養護施設への教育文化導入について. 兵庫県立大学環境人間学部, 2016, 10p.
- 20. 厚生労働省雇用均等·児童家庭局. 児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在). 平成 27 年 1 月,32p.
- 21. 桑原徹也・田中存・中村通雄・江田祐介. 現在の児童養護施設における教育的な課題と旭学園の取り組み. 和歌山大学教育学部教育実践総合センター, 2009, 8p.
- 22. 保坂裕子. 社会的排除対策としての児童養護施設への教育文化導入について. 兵庫県立大学環境人間学部, 2016, 10p.
- 23. 坪井瞳. 児童養護施設の子どもの進路動向と学習支援の現状. 2013, 24p.

- 24. 妻木進吾. "児童養護施設経験者の学校から職場への移行過程と職業生活". 児童養護施設と社会的排除:家族依存社会の臨界. 西田芳正編. 解放出版社, 2011, p.133-155.
- 25. 厚生労働省. 社会的養護の現状について(参考資料)平成26年3月.2014.
- 26. 坪井瞳. 児童養護施設の子どもの進路動向と学習支援の現状. 2013, 24p.
- 27. 保坂享・村松健司・大川浩明・長尾真理子・坪井瞳・片柳幹雄・石井浩己. 平成 23 年度研究報告書 被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携. 子どもの虹情報研修センター, 2012
- 28. 宮武正明. 子どもの貧困: 貧困の連鎖と学習支援. みらい, 2014, 304p.
- 29. 厚生労働省. 社会的養護の現状について (参考資料) 平成 26 年 3 月. 2014.
- 30. 首相官邸. "ニッポン一億総活躍プラン". 首相官邸ホームページ. 2016-06-02. "https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf", (参照 2017-10-21).
- 31. 保坂裕子. 社会的排除対策としての児童養護施設への教育文化導入について. 兵庫県立大学環境 人間学部, 2016, 10p.
- 32. 東京都福祉保険局. 東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査. 2011.
- 33. 内田龍史. "児童養護施設生活者/経験者のアイデンティティ問題". 児童養護施設と社会的排除:家族依存社会の臨界. 西田芳正編. 解放出版社, 2011, p.133-155.
- 34. 児童養護研究会. 養護施設と子どもたち. 第2版, 朱鷺書房, 1994, 243p.
- 35. 全国児童養護施設協議会. 児童養護施設のお仕事. 2015.
- 36. "児童指導員の年収を詳しく解説". 平均収 入.jp."http://heikinnenshu.jp/komuin/jidoushidouin.html", (参照 2017-10-21).
- 37. 児童養護研究会. 養護施設と子どもたち. 第2版, 朱鷺書房, 1994, 243p.
- 38. 保坂裕子. 社会的排除対策としての児童養護施設への教育文化導入について. 兵庫県立大学環境 人間学部, 2016, 10p.
- 39. 全国児童養護施設協議会制度検討特別委員会小委員会. 子供を未来とするために-児童養護施設の近未来-. 全国児童養護施設協議会, 2003, 25p.
- 40. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局. 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について. 厚生労働省, 2012, 6p.
- 41. 小木曽宏・梅山佐和. 児童養護施設の「小規模化」「家庭的養護」に関する一考察--児童自立支援施設の「小舎制」実践との比較検討の試み. 日本司法福祉学会. 2012, 12, p.103-105.
- 42. 吉村譲・吉村美由紀. 児童養護施設の小規模化について子どもと職員の語りから考える. 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学, 2016.

- 43. 松村納央子・永吉史典. 児童養護施設における小学生を対象とした学習支援の実施状況調査. 山口県大学共同, 2017, 13p.
- 44. 厚生労働省. "児童福祉施設職員配置基準". 厚生労働省. "www.city.fukuoka.lg,jp/data/open/cnt/3/33894/1/syokuinkij.pdf", (参照 2017-11-24).
- 45. 児童養護研究会. 養護施設と子どもたち. 第2版, 朱鷺書房, 1994, 243p.
- 46. 松村納央子・永吉史典. 児童養護施設における小学生を対象とした学習支援の実施状況調査. 山口県大学共同, 2017, 13p.
- 47. 中村早貴. 児童養護施設における学習支援ボランティアの可能性について―施設 A でのフィールドワークから―. 兵庫県立大学, 2015.
- 48. 保坂裕子. 社会的排除対策としての児童養護施設への教育文化導入について. 兵庫県立大学環境 人間学部, 2016, 10p.
- 49. 厚生労働省. "里親制度等について". 厚生労働省.
 - "http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_youg o/02.html", (参照 2017-11-25).
- 50. 厚生労働省. 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について. 厚生労働省, 2014.
- 51. 厚生労働省雇用均等·児童家庭局. 児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在). 平成 27 年 1 月,32p.
- 52. 厚生労働省. "里親制度等について". 厚生労働省.
 - "http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_youg o/02.html", (参照 2017-11-25).
- 53. 日本政府. 少子化社会対策大綱. 日本政府, 2015.
- 54. 厚生労働省. 里親及び特別養子縁組の現状について. 厚生労働省, 2017.
- 55. 厚生労働省. 社会的養護の現状について(参考資料). 厚生労働省, 2014.
- 56. 厚生労働省雇用均等·児童家庭局. 児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在). 平成 27 年 1 月,32p.
- 57. 厚生労働省. 里親委託ガイドライン. 厚生労働省, 2011.
- 58. 厚生労働省雇用均等·児童家庭局. 児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在). 平成 27 年 1 月,32p.
- 59. 東京都福祉保健局少子社会対策部. 養育家庭(ほっとファミリー)体験発表集. 東京都福祉保健局 少子社会対策部.